

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
羽生市小松台一丁目六〇三番二七地先から 同市小松台一丁目五二六番一〇地先まで	羽生市小松台一丁目六〇三番二七地先から 同市下岩瀬五二六番一〇地先まで	区 間
二五・六三〇 二五・九八	二〇・一八〇 二五・九八	敷地の幅員 (メートル)
二四三・九九	九一三・八五	延 長 (メートル)
		備 考